

袖ヶ浦市生涯学習基金条例施行規則（一部抜粋）【資料2】

○袖ヶ浦市生涯学習基金条例施行規則

【中略】

（表彰の基準）

第3条 前条の表彰は、生涯学習特別奨励賞及び生涯学習奨励賞とする。

- (1) 生涯学習特別奨励賞は、全国大会規模の文化及びスポーツの活動において、その成績が特に顕著であり、他の模範となるものとする。
- (2) 生涯学習奨励賞は、県大会規模の文化及びスポーツの活動において、その成績が顕著であり、他の模範となるものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があったものも、また同様とする。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて市長が行う。

- 2 表彰を受けた者の功績と栄誉を永く記録するため、表彰者名簿(様式第1号)に登載し、その事績を公表する。
- 3 表彰を受けるべき者が、その表彰を受ける以前に死亡したときは、その者の遺族にこれを贈るものとする。

（表彰の推薦）

第5条 第3条に該当すると認められる者があるときは、所属の長は表彰推薦調書(様式第2号)に参考資料を添えて教育委員会に推薦するものとする。

【省略】